

大分県林業・木材産業改善資金の基本的事項

(令和7年3月31日現在)

基金の名称		大分県林業・木材産業改善資金
基金の 造成額	貸付勘定	241,681 千円
	うち国費相当額	(造成額) 139,728 千円
		(運用益) 21,387 千円
	業務勘定	696 千円
合計		242,377 千円
貸付残高		25,148 千円
事業の概要		林業従事者等に対して、林業・木材産業の経営の改善、労働災害の防止、新たな経営の開始、新たな生産・販売方式の導入、林業労働に従事する者の安全衛生施設、福利厚生施設の導入を行うために必要な資金を、県が無利子で貸し付けるもの。
基金事業の申請方法		住所地を所管する振興局に問い合わせのうえ、貸付申請書に必要な書類を添付し、下記に提出する。 〔直貸〕 事務委託機関 (大分県森林組合連合会・各森林組合(再委託)・大分県木材協同組合連合会) 〔転貸〕 金融機関 (大分銀行・大分県信用組合・日田信用金庫)
基金事業の申請期限		〔直貸(申請額が50万円を超えるもの)〕 申請書提出期限: 6月20日、9月20日、 12月20日、2月20日 ※ただし、週休日及び国民の祝日の場合はその翌日とする。 ※知事が特別に認めた場合は下記に準じるものとする。 〔直貸(申請額が50万円以下のもの)及び転貸〕 申請書提出期限: 随時 (大分県林業・木材産業改善資金事務処理要綱第6条による)